

児童遊園の廃止について

1 目的

児童遊園は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性・社会性・創造性を高め、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設です。市内には4か所の児童遊園が設置されておりましたが、少子化による利用児童の減少、時代の変化に伴う遊び方の変容に加え、遊具の老朽化等も進んでおり、維持管理を委託している町内会においては、役員等の高齢化により対応が困難になるなどの課題を抱えていたことから、児童遊園としての位置づけを見直しました。

2 経緯

当市の児童遊園は、昭和30年から昭和50年にかけて設置し、子どもの遊び場を確保したい地域の要望に応えるため、県補助金等を活用し遊具等を整備し、草刈等の維持管理は町内会と連携して行ってきました。

施設名	所在地	設置年月日	管理委託先
福祉の森児童遊園	甲子町 8-178-29	昭和 51 年 4 月 1 日	大畑町内会
小川児童遊園	小川町 1-5	昭和 52 年 10 月 1 日	小川町内会
大平児童遊園	大平町 1-6-16	昭和 36 年 1 月 1 日	大平町内会
大松児童遊園	甲子町 3-161-2	昭和 52 年 12 月 1 日	大松町内会

3 今後の活用について

- (1) 児童遊園としての位置づけを4か所すべてにおいて解除（廃止）とします。
- (2) 管理を委託している町内会と協議を行い、今後の活用については以下のとおりとします。

施設名	施設の活用・移管先
福祉の森児童遊園	○老人福祉センターの敷地として町内会と連携して管理する。 ○移管先：地域包括ケア推進課
小川児童遊園	○町内会が地域の広場としての活用を希望していることから、町内会と連携して管理する。 ○移管先：こども家庭課及び関係部局
大平児童遊園	○行政財産として市役所が管理する。 ○移管先：財政課
大松児童遊園	○町内会が施設の維持を希望していることから、児童遊園としての位置づけは解除するが、町内会と連携して管理する。 ○移管先：都市計画課

4 廃止年月日

令和7年6月30日